

保険料の賦課限度額の推移

保険料の限度額は、中間所得層の保険料負担が増大しないよう、限度額に達する世帯の割合が高くなると引き上げるなどの見直しを行ってきている。

	基礎 賦課(課税)額	後期高齢者支援金等 賦課(課税)額 <small>平成20年度 制度導入</small>	介護納付金 賦課(課税)額 <small>平成12年度 制度導入</small>
	平成 元年 4月	42万円	
3年 4月	44万円		
4年 4月	46万円		
5年 4月	50万円		
7年 4月	52万円		
9年 4月	53万円		
12年 4月			7万円
15年 4月			8万円
18年 4月			9万円
19年 4月	56万円		
20年 4月	47万円	12万円	
21年 4月			10万円

(注) 平成19年度までは、老健拠出金分が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度に老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課額が新設。

保険料の応能・応益比率

中間所得層の負担軽減を図るため、応益割合は50%が標準割合とされており、45%～55%の場合には、軽減割合を大きくしている。

また、多くの市町村の応益割合は、45%～55%であるが、約2割の保険者は、35%～45%となっている。

	市町村保険者の応益割合			
	35%未満	35%～45%	45%～55%	55%以上
応益割保険料の 軽減率	5割軽減 3割軽減 (※)	6割軽減 4割軽減	7割軽減 5割軽減 2割軽減	6割軽減 4割軽減
該当保険者の割合 (平成19年度)	5.9%	18.9%	72.0%	3.2%

(資料出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

※ 保険者は、当分の間、6割・4割軽減とすることができる。

民主党マニフェスト(抜粋)

○ 民主党の政権政策マニフェスト2009

21. 後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守る

【政策目的】

- 年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。
- 医療保険制度の一元的運用を通じて、国民皆保険制度を守る。

【具体案】

- 後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。
- 被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

【所要額】 8500億円程度

38. 雇用保険を全ての労働者に適用する

【政策目的】

- セーフティネットを強化して、国民の安心感を高める。
- 雇用保険の財政基盤を強化するとともに、雇用形態の多様化に対応する。

【具体案】

- 全ての労働者を雇用保険の被保険者とする。
- 雇用保険における国庫負担を、法律の本則である1/4に戻す。
- 失業後1年の間は、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにする。

【所要額】 3000億円程度

○ 民主党政策集インデックス2009

後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化

後期高齢者医療制度は廃止し、廃止に伴う国民健康保険の財政負担増は国が支援します。国民健康保険の地域間格差を是正します。

国民健康保険、被用者保険などの負担の不公平を是正します。

被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域医療保険として、医療保険制度の一元的運用を図り、国民皆保険制度を守ります。

求職者支援など雇用のセーフティネットの拡充

すべての労働者が、雇用保険や社会保険、生活保護などのセーフティネットに支えられ、社会的に排除されることのない仕組みを再構築します。

雇用保険と生活保護との間をつなぐ第2のセーフティネットを整備します。「求職者支援法」を制定し、失業給付が終了した人や、自営業を廃業した人に、職業能力訓練を受けた日数に応じて能力開発手当を支給します。また、失業後1年に限り、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにします。

(略)

非自発的失業者の国民健康保険料（税）の軽減措置（案）

マニフェストにおいて、失業者については在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにすることとされているところであり、解雇等による非自発的失業者の国民健康保険料（税）について、その負担軽減策を講じる必要がある。



- 国民健康保険において、失業時からその翌年度末までの間、失業者の所得のうち給与所得（前年）を30／100として保険料（税）を算定する。**【平成22年度施行】**
- 保険料（税）の減収に対して、
 - ① 保険基盤安定制度（保険料軽減分・保険者支援分）により公費負担（国・都道府県・市町村）を行い、
 - ② 平成21年度から講じている離職者に係る保険料減免に対する国の特別調整交付金での対応を踏まえ、平均保険料と軽減後の保険料との差額について、①の部分を除き、引き続き、特別調整交付金で補てんする。
- なお、一部負担金の現役並み所得者の判定、高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得（前年）を30／100として対応する。

【平成22年度所要額】

〈予算要求額〉 約40億円 ※このほか特別調整交付金 約180億円
〈地方財政措置要求額〉 都道府県 約170億円、市町村 約70億円
〈税制改正要望〉 国保税について税制改正要望（国保保険料は政令改正）

非自発的失業者への保険料軽減による減収分の補てん（イメージ）

<現行>

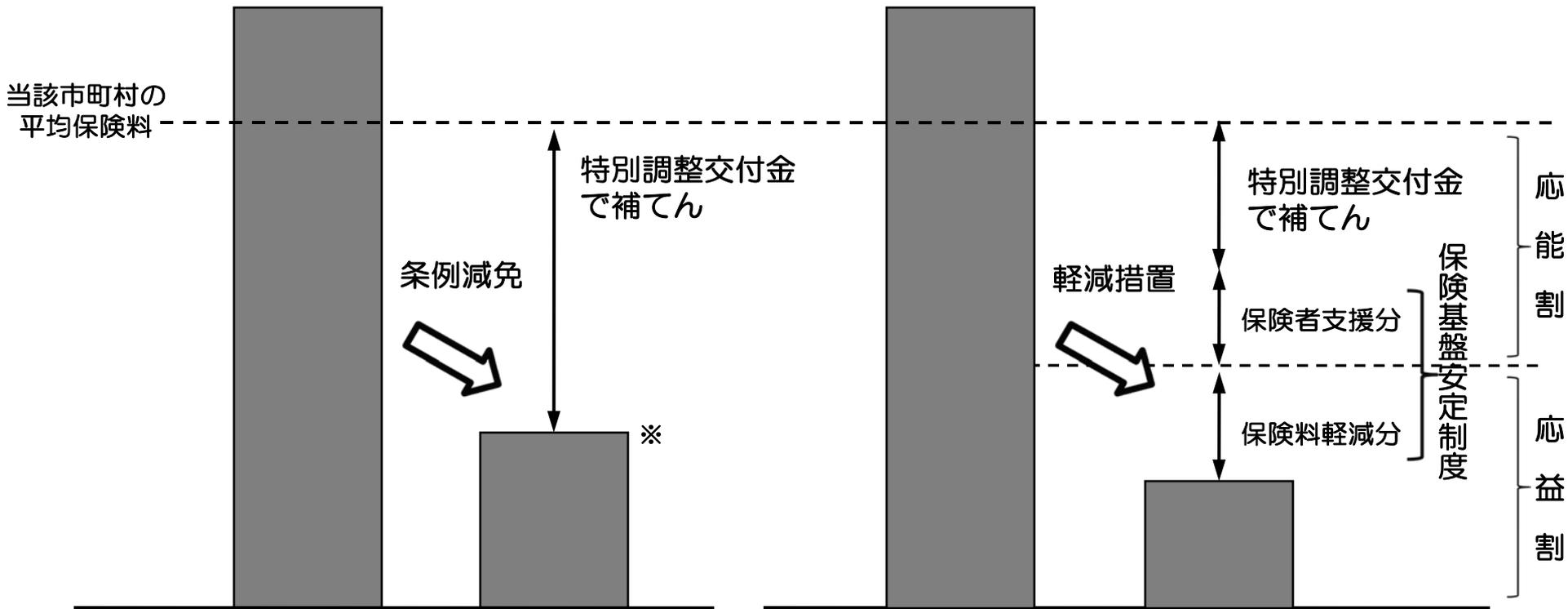
<今回の措置>

前年給与により
算定した保険料

減免後の保険料

前年給与により
算定した保険料

前年給与を30/100
として算定した保険料
(7・5・2軽減適用)



※ 市町村により減免額は異なる